



市民派・チームみらい  
杉山もとのり

## イチョウはどうあるべきか

いちょう通り(16m道路)のイチョウは本数が多く、幹が太く間隔も狭いので、倒木の不安や交通安全上の問題が指摘されています。

※各務原市ホームページから各務原市議会、議会中継、録画配信を選択してください

### いちょう通りのイチョウは、本数を減らす事を考える時期では

黄金色に色づく「いちょう通り」は以前、各務原市の名物と言われていましたが、近隣住民の方から清掃が大変という声が多く寄せられ、市は11月までには枝を剪定するようにしました。紅葉が見られなくて残念との声はありますが、早めに剪定することはやむを得ないと考えます。



私なりに考えて、木を間引いて本数を減らす。低い位置で剪定する。危険を減らし維持管理しやすくする。を一般質問で提案しました。

○大型台風が襲った場合に、倒木による被害も考えられることから、被害を少なくする

○木の幹が邪魔になって、見通しが悪くなっているところがあり、見通しを良くする

○いちょう通りのイチョウの透かし剪定に毎年1300万円程が必要。維持管理費の削減を目指す。

※この問題は皆さんと一緒に考えていきたいです。

### 都市計画税が使い切れずに余っています。税金を下げて！

6月、9月、12月議会と都市計画税の問題をしつこく何度も質問をしました。都市計画税は下げべきだし、行政は自分たちに都合がいいように解釈をして、市議会は十分な検討をせず市の説明を鵜呑みにしていると思えるのです。下の2つの議論を比べてください。

#### 都市計画税の税率見直し

質問：「都市計画税が数年にわたり余る場合は税率見直し等をすべき」と国は通知している。国の指導をどう考えているか。  
市の答弁：国の通知は技術的助言としてアドバイスであり、従わないということをして市の判断により決めることができる。税率の見直しを議論する段階ではない。

#### 下水道使用料値上げ

(平成30年03月12日)  
「国が示す基準を超える一般会計から下水道への繰り入れ」は止めるよう総務省通知があるので使用料の見直しを行いたい。と国の通知を根拠に値上げすると説明。

下水道料金  
32%値上げ  
の議論も  
やり直し  
しないと!



国の通知は従わなくていいのなら、下水道値上げも従わなくてよかったのではないかな。

12月議会は大きく3項目について質問しました!

- ① 持続可能な循環型社会の形成について
- ② 森と自然を活用した保育・幼児教育について
- ③ 国連「子どもの権利条約」について

市民派・チームみらい  
古川あけみ



### ① 持続可能な循環型社会の形成

地球温暖化対策(4ページに記載)  
市民一人ひとりができることから実践を重ねていく姿勢が大切です。  
環境に配慮したライフスタイルの実践を提案しました。



日々の活動はブログを見てね!  
「なないろ通信」古川あけみ←検索

#### ●古川質問

「生ごみを出さない実践」として、生活の中で簡単に実行しやすい、生ゴミリサイクル方法である「段ボールコンポスト普及促進補助制度」の実施を推進してはどうか。

▲答弁 段ボールコンポストは非常に安価で補助はなじまない。



?しかし、ごみ減量効果があるので市民への周知を図ることから始めたいと考えます。

●古川意見 安価で補助は馴染まない? 岐阜市や関市は助成制度があります。本気で推進していくのであれば、補助制度は大変有効であると考えます。



### ② 森と自然を活用した保育・幼児教育

「森と自然を活用した保育・幼児教育」が全国的に注目されています。各務原市にも関心を持って頂きたいと思い、様々な提案をしました。

関市では森のようちえんを視察し、公立保育園との違いを検証し、小手先の自然体験ではないことを実体験されたそうです。

「子どもを信じて見守る保育の大切さ、子どもが自由に考え判断し遊びきる姿を保障する大切さ」を学び「特色ある公立保育園」を目指し10園の公立保育園が共に「森と自然を活用した保育」を実践。保育の質が向上したそうです。

保育士・幼稚園教諭の負担軽減につながる保護者との関係も学ぶべき点があります。



### ③ 国連子どもの権利条約について

「子どもの権利条約」知っていますか?

法律より上の上位法でもある国際条約ですが、被告されていることも知らない人が多いです。

国連は日本の状況をよく把握し、問題点に踏み込んで勧告しています。

(1) 過度な競争的な学校環境から子どもを開放すること。休息、余暇、遊び、文化的生活、及び芸術に関する子どもの権利を確保するための努力を強化すること。(31条具現化)

(2) 生命誕生に関する「性教育」の遅れに対し、注意喚起、緊急措置の勧告。

注目すべき上記2点の見解を問いました。

3 守られる権利

4 参加する権利



他の権利もあります。